MATSUE THE REPORT OF THE REPOR

消費者教育ミニコーナー

消費•生活相談室 ☎55-5148

4年4月1日から成年年齢は18歳になります

Q 成年年齢の引下げによって、18歳で何ができるよ うになるのですか?

A 親の同意を得なくても、さまざまな契約をすること ができるようになります。

例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのア パートを借りる、クレジットカードを作成する(支払い能 力により、クレジットカードが作成できないことがありま す)、ローンを組んで自動車を購入する(返済能力を超 える場合など、契約できないこともあります)、といった ことができるようになります。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む 場所 (居所) や、進学や就職などの進路について、自分 の意思で決めることができるようになります。

もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を 得ることが大切なことに変わりはありません。

そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律にお いて各種の資格の取得や各種行為をするための必要な 基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パ スポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家 資格に基づく職業に就くこと(資格試験への合格などが 必要です)が18歳でできるようになります。

|注意||未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、 原則として契約を取り消すことができます (未成年者取 消権)。成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の若 者は、未成年者取消権を行使することができなくなり、 契約を取り消すことができなくなるため、悪徳商法など による消費者被害の拡大が懸念されています。

● 不安な時や、困った時は、松江市消費・生活相談室 (55-5148)、消費者ホットライン (188) にご相談 下さい。松江市消費者教育推進計画については (55-5644) へお問い合わせください。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

内 女性の人権に関するお悩みや困りごとなど、強化 期間中は時間を延長して電話相談に応じます。

時 11月12日(金)~18日(木) 8:30~19:00 (土曜・日曜は10:00~17:00)

☎0570-070-810 (ナビダイヤル) ¥ 無料

問 松江地方法務局人権擁護課 ☎32-4260

11月12日~25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間です

内 パートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハ ラスメント、ストーカー行為などは女性の人権を著し く侵害するものです。運動期間中はシンボルマークの パープルリボンなどを活用した啓発活動を行います。

松江城パープルライトアップ

11月22日 (月) ~ 24日 (水) の日没15分前~22:00 相談窓口 ※いずれも祝・休日、年末年始を除く

男女共同参画センター	☎25-2602(相談専用)	月·火·木·金曜10:00~16:00
家庭相談課	☎ 55-5210	月曜~金曜8:30~17:15
島根県女性相談センター	☎25-8071(相談専用)	月曜~金曜8:30~17:00

問 男女共同参画課 ☎32-1196

11月の市民相談(無料)

会場 消費·生活相談室(別館1階) ☎55-5148

- 各種相談は市民ならだれでも受けることができます。
- 法律相談、登記相談は予約制です。電話で予約できます。
- 法律相談は1人年1回としています。

相談名	相談日・	時 間		
くらしの相談・消費生活相談	毎週月~金曜日	9:00~16:00		
法 律 相 談 (予 約 制)	2日、9日、16日、30日(火)	13:15~16:15		
行 政 相 談	10日、24日(水)	13:00~16:00		
登記相談(予約制)	18日(木)	13:00~16:00		
人 権 相 談	17日(水)	13:30~16:00		
行 政 書 士 相 談	25日(木)	13:00~16:00		
労 働·社 会 保 険 相 談	19日(金)	13:30~16:00		
暴力団に関する相談	12日(金)	13:30~16:00		
夕呑担款はおおわか1回20八程度は、まま				

各種相談はおおむね1回30分程度とします。

新型コロナウイルス感染防止のため、中止する可能性があります。

まつえ新庁舎建設ニュース~新しい市役所を建設しています~

新广舎整備課 **255-5454**





8月中旬から地下の掘削作業 を行っています。

写真は、2.5m付近まで掘り 下げたところです。最終的に は深さ6m付近まで 掘削します。

